

第百九十六回国会

参議院厚生労働委員会会議録第十五号

平成三十年五月二十四日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 島村 大君
理事 石田 昌宏君
そのだ修光君
馬場 成志君
山本 香苗君
小林 正夫君

委員

石井みどり君
小川 克巳君
大沼みずほ君
木村 義雄君
自見はなこ君
鶴保 庸介君
藤井 基之君
三原じゅん子君
宮島 喜文君
伊藤 孝江君
三浦 信祐君
足立 信也君
浜口 誠君
石橋 通宏君
難波 奨二君
倉林 明子君
東 徹君
福島みずほ君
薬師寺みちよ君

事務局側

常任委員会専門員

吉岡 成子君

参考人

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 勝部 麗子君
認定NPO法人抱機理事長 奥田 知志君
日本女子大学人間社会学部准教授 岩永 理恵君
生活保護問題対策全国会議代表幹事 尾藤 廣喜君

本日の会議に付した案件
○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(島村大君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長勝部麗子君、認定NPO法人抱機理事長奥田知志君、日本女子大学人間社会学部准教授岩永理恵君及び生活保護問題対策全国会議代表幹事尾藤廣喜君でございます。

この際、参考人の皆様方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙中のところ当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきます。本日の審査の参考とさせていただきます。

きたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず勝部参考人をお願いいたします。勝部参考人。

○参考人(勝部麗子君) それでは、大阪の豊中市の社会福祉協議会から参りました勝部と申します。よろしく願いいたします。

私は、日々現場で制度のはざまの方々を地域の中から住民の皆さんとともに発見し、そして解決をしていくというコミュニケーションソーシャルワーカーという取組、これは平成十六年から動き始めまして、その延長線で、現在、生活困窮者自立支援事業の主任相談員としても活動をさせていただいております。

今日は、私の方からは、今回の法律の一部改正ということで五点左右、現場の意見としてお話をさせていただければというふうに思っております。

ちよつとこちらの方の本を御覧いただきたいと思ひます。漫画の本なんですけれども、この漫画は、実はアルコール依存で地域から排除されていた男性が、地域の住民の皆さんに支えられながら、生活困窮者自立支援事業によって、そして仕事ができるようになり、周りの方たちと一緒に暮らしていくというふうな、いわゆる私たちの目指す取組を実際になされたような取組なんです。

実はこの漫画を書いた人が、ちょうど一年三か月前に出会った、二十年引きこもっていた引きこもり経験の女性であります。

二十年ずっと、大学卒業してから社会に行き詰まりを感じて、なかなか出ることができなかった彼女、一年二か月前、二、三か月前ですね、お出会いをしたことで、ちょうど彼女が美大を卒業して、コミックが書けた、そういうことを、親御さんが御相談で来られまして、私たちとすれば、何とか彼女を社会に引き出したいということで、ちょうど、漫画、実はこれ四作目なんですけれども、一作目、二作目、三作目という漫画も、そういう引きこもり経験者の人たちと一緒に作ってきまして、彼女の書いてくださったことで、彼女は今はお店でお仕事ができるようになっていきます。

まさに生活困窮者自立支援事業というのは、これまで社会になかなかつながらにくかった人たちをアウトリーチという形で私たちが訪問をしたり、そして今まで諦めていたような人たちとつながって、そしてその人たちの得意な分野であったり、できることから社会の中へもう一度戻していく。支えられていた人たちが支え手に変わっていくことを実現させる大変すばらしい事業だということに実感しております。

今日は、こういう事業の中で私たちはこの五つの点を少しお話をしたいと思います。

まず、今回の生活困窮者自立支援の定義の明確化のところににつきまして、まず一点目、お話をさせていただきます。この中に、地域社会との関係ということによって困窮していくというふうな定義が書かれました。まさに我々は、これまで出会いましたごみ屋敷、それから引きこもり、八〇五〇問題、八十代の親に五十歳の無職の娘さんや息子さん。もう今の社会は、八十代の方々というのは、高度経済成長期、一生懸命終身雇用で働いた方々にはある程度年金があって、その前の方もその後の方々も

今経済的に非常に厳しい。特に五十代以下の方たちは、派遣や、それから非正規、多くの方たちがなかなか正規職員として働くことが難しいという時代になっていますが、八〇五〇という社会の問題というの、これまでは家族の問題、自分の家の親の育て方の問題のように捉えられていたけれども、こういう方々の問題も、この生活困窮者自立支援事業によって全国の自治体が、ああ、こういう問題が今まで見えなかったんだということを感じることができたという意味でも大きな意義を感じています。

その中で皆さんがおっしゃっていることが、私の育て方が悪かった、自分が悪いというふうに思っていたが、実際には、そういう思いの中でほとんど社会から孤立をしていき、SOSが上げられない人たちがたくさんいたということでありました。

現代の困窮というのは、私たち審議会の話合いの中でも、経済的困窮ということはもちろんですが、人間関係の困窮ですね、人間関係の困窮イコール社会的孤立ということが本人たちをますます追い込んで、本当に自分から助けてと言えない社会になっているんじゃないかということを議論してまいりました。そういう意味でも、今回の定義が明確になったことというのは大変良かったというふうに思っております。

最近、イギリスでは孤独担当大臣というのができたようにお聞きしています。何かOECDの調査では、日本が孤立しているというのは、家族以外の人と話し相手がないというのが一五・三％というところで、断トツOECDの中で一位。それで、イギリスは五％ですが、五％で年間五兆円ぐらいの経済損失があるというふうに言われています。GDPが日本はイギリスの倍ですので、そして孤立率が三倍ですから、単純に考えると三十兆円ぐらいの損失があるんじゃないかというふうにも思います。

そういう意味でも、孤立の問題にどう立ち向かっていくかということについては大きな課題だ

というふうに思っています。

二点目です。今回の自立相談支援事業の利用勸奨の努力義務という、いわゆる高齢者、障害者、様々な機関でつながった人が困窮状態にあれば早く自立相談支援機関につなぎましょうという、こういう努力義務ができたことはとても有り難いと思います。

一昨日、私たちの町で子供食堂がありました。新高校一年生になった女子の学生さんがボランティアとして参加してくれました。彼女は一年半前、私たちの前に現れたときは、お昼御飯の時間になりますと、お弁当がないので廊下に出て、どうしたんだと聞かれると、おなかすいていないと言っていた彼女です。その子が、先生が何度も何度も質問する中でどうもおかしいというふうになり付かれて、私たち相談支援機関につないでくださいました。彼女はそれから、進学も諦めていましたが、学習支援そして子供食堂に来ることを通じて進学がかない、地域の皆さんがそのときに、合格したときお赤飯を炊いてくれたりというふうな、そういう地域の大人、家族以外の大人に支えられて、今、今度は支え手に変わり、ボランティアとして活動しています。

一方、同じような課題でも、八〇五〇、三十年間引きこもっていた息子さんを抱えた八十歳のお父さんからの御相談があつて、どうして今まで御相談されなかったのかということをお聞きしますと、彼は、どこに相談していいかわからなかった、小学校は行けた、中学校の途中から不登校になった、高校は単位制で三日でやめた、そこからはどこにもつながらなかったというふうにおっしゃっています。

もしその御家族が高校中退の際にこういう相談機関のようなところしつかりつながつていれば彼の三十年の人生は全く違ったものになっていたのではないかとこのように考えますと、こういう早期発見というのがどんなふうに見えるかということ、これはとても重要なことであり、大抵の方々が何らかの相談に一度は行っています。で

も、そこで自分のところの対応ではないということとで帰されたことから、もうどこにも頼ることができないというふうに諦めてしまっています。

そこで、私たち自立相談支援機関は、断らない福祉ということを目指し、どこからもこぼれてきた人、どこにもつながらなかった人たちが全て受け止めるということを目指して頑張っていくというところを目指していますが、断らないということを決めれば、出口を何とかする必要があると思います。その出口には、住民の中で子供食堂をつくる、また学習支援の場をつくる、それから、お金がないよということであればフードバンクをつくる、そして小口の小さな貸付金をつくる、こういったことを、各自自治体の相談機関が様々この二年で生み出してまいっております。早期発見の入口と出口をどうつくっていくか、この事業のとても要になることだと思っています。

ただ、この要になる仕事をします専門職の力量が非常にこの事業は問われます。どういう力量でそういう人たちの諦めないで支え切るかという、こういうところが重要なんですが、我々の業界では、実はこういう冗談のようなことがあるんですけれども、三月までは相談員で四月になると対象者になる。相談員自身が非正規の人たちが大変多いという現状です。こういう相談者の待遇改善、それから研修体制、これをしつかりできることが重要ということで、この度の改正の中では都道府県レベルでそういうケアする人たちのケアしていくような体制をしつかりつくっていくというところを明記されたことが重要だなというふうに思っています。

四点目です。

実は、私どももいろいろメディアで取り上げていただく機会が多々あります。そうしますと、全国の福祉事務所のない自治体の皆さん方がいろいろと御相談に来られます。電話が掛かったりメールが来たりということがあります。福祉事務所のない自治体は生活困窮者自立支援事業の窓口を持つていません。都道府県などが代わりに実施を

するというところになっていきますので、そういう名前の相談窓口を、実質的には受けておられますけれども、明記されていないということで、私たちの町にはそういう窓口がないというふうな御相談が入ってきたり、あるいは片道車で何時間も掛かって相談窓口まで行かないといけないということになりますと、本当に困窮している人が一日パートを休んでそこまで行くことというのはなかなかできないということになりますので、この度の町村でしつかり窓口ができることの重要性、そして、できれば全ての相談機関がアウトリーチという形で訪問していただきたいというふうに切に願っております。

最後に、家計支援というのがこの度一体的に、就労支援と家計支援を一体的に行っていくこと。これまでは任意事業ということで、やってもやらなくても、それぞれ自治体任せですということとを話していたらだいたいわけですが、ちよつと今日の資料の中の、お手元の、どの辺かというのは言いにくいんですが、生活困窮者の対象というこのクロスの資料を御覧いただきたいと思ひます。

一体、生活困窮者というのはどういう人ですかということをよく聞かれておりました。縦軸が緊急度が高い人、低い人、横軸が就労までの距離が遠い人、近い人ということで、このページちよつとお開きいただけますが、真ん中ぐらいなんですけど、A B C Dと書いたページです。済みません、ページ数がちよつと打ってなくて、申し訳ないです。

緊急度が高くて就労までの距離が遠い人というのは、高齢者とか障害がある方で、比較的生活保護にすぐつながつていくような方々になります。

緊急度が高くて、現在働いているのにお金の収支が合わない、こういう方。ギャンブル依存であったり多重債務があったり、例えば、一日単位でのお金の計算はできるんですけれども、一か月単位になるとうまくいかない。あるいは、年金が二か月単位でお金が来ると、偶数月の月初めになると必ずお金が足りなくなってしまう。こういう

方々は緊急度が高い、今働いていなければならない生活ができないという、家計支援が必要の方々になります。

こういう家計支援が必要な方々をしつかりと、管理するのではなく、その人がうまく生活が回せるように伴走していくような体制をつくることで多くの人たちがうまく生活が回せるようになっていくという事例がたくさん出てきております。そういう意味では、今回の生活困窮者自立支援事業にこの家計支援をしつかりとセットアップしていくと、こういう形ができることが非常に効果があるのではないかなというふうに感じております。

最後ですが、生活困窮者自立支援事業、この二年の間に、制度のはざままでこれまでSOS上げられなかった人たちを、私たちの町ではローラー作戦のような形で多く救うことができました。地域から排除されている。ライフラインが止まっています、どうにもなりませんという八十代の女性。実は、生活困窮だということで、みんなすぐに食材を持ってうちの方に運ばせていただきましたが、実は通帳の中にはお金がありました。自分でお金を下ろすことができなかったという。こんな方々は御自身でSOSを出すことはなかなかできません。

こんな方々を地域の皆さんの優しい目でもうやって救っていくか、こういう地域づくりをしつかりとやっていくこの事業、とても重要だというふうに考えておりますので、今回の改正、是非、御審議いただき、前向きな議論をいただけると有り難いというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。
○委員長(島村大君) ありがとうございます。
次に、奥田参考人をお願いいたします。奥田参考人。

○参考人(奥田知志君) 皆さん、こんにちは。私は、NPO法人抱樸理事長の奥田知志と申します。

当法人は、一九八八年から、ホームレス支援を

最初に皮切りとして、今年でちょうど三十一年の活動になります。現在では、ホームレス、生活困窮、あるいは子供、刑務所出所者、十七部署にわたるNPOとしてはちょっと大きなNPOの活動になっております。

これまで、ホームレスの方々とていうと、自立された方は三千人を超えました。半年間の自立プログラムで九三%が自立されます。うち、五八%は就労自立であります。生活の継続率も、地域で九割の方々が生活を継続しているという実績です。抱樸の特徴は、私たちの活動の特徴は、制度外というのが一つの特徴です。私は、制度が不要だということを書いてあるわけではありません。この国の制度は個々それぞれ高い専門性がある、そのことは本当にそうだと思います。しかし、若干、なぜか私は、人以上に制度が優先されていく、あるいは制度の枠組みがお断りをする理由になっている、そんなところがやはり出てきたのではないかと、そう思っています。

しかし、あらゆる制度においても、結局のところ大切なのは、人を大事にできるかということ、人そのものの問題です。

では、その人とは一体何か。それは、総合的で多様だということです。そのような人を支援するときに、一つの制度や枠組み、分野にとどまっていれば、なかなかうまくいかない。例えば、ホームレスというのは一般に家がない人を指しますが、しかし実際にはそう単純ではありません。

今日、私がお待ちいたしました資料の一を御覧ください。最初のページです。これは、私たちが関わったホームレスの中から五十人の人を無作為に選んで、その要因を調べたものです。生育環境の問題や知的障害、低学歴、不安定就労、多重債務、依存症、犯罪、様々な問題が混在しています。特に、未婚が四割、相談できる知人がいなかった若しくは相談できる親族がいない、特に相談できる人がいなかったは九割を超えています。まあ一言で言うと、孤立ということが非常に大きな要因となります。さらに、生活保護だとか障害

手帳など、制度利用がなかった人が五割という結果が出ています。逆に言うと五割は制度に繋がっていったということです。一言で言うと、制度だけではホームレス化が止められなかった。何が足りないか。やはりそこには人がいなかったという、そのことが大きいと思います。

ここから見てくる第一の課題は、一人の人の中に複合的な困難が存在しているということ。第二の課題は、孤立しているということ。第三の課題は、制度や給付だけでは駄目だということです。

ホームレス支援といいますが、ホームレスという人は実際にはいません。山田さんとか田中さんとか、名前の付いた個人がそこには存在するわけでありまして、私たちは人を属性で見ない、人を制度に当てはめて事を始めるという、そういうやり方はしない、個別型のパーソナルなサポートをどうするか、これが三十年の柱になってきた考え方です。そのような活動の中から、今回の生活困窮者自立支援制度というものについて、私は、割とざくざくとした話になってしまいましたが、三つのポイント、重点をお話ししたいと思います。

第一のポイントは、この制度が経済的困窮のみならず、社会的孤立に注目しているということです。

私たちは、活動の当初から、野宿者に対する支援でありましたけれども、ハウスとホームは違うという、そういう概念に立つてきました。ハウスレスは、家に象徴される経済的困窮、家がない、仕事がない、お金がない、こういうものをハウスレス、経済的困窮と呼んできました。就労支援等、居宅設置して、アパートに入られる。野宿時代とはもう隔世の感があります。お訪ねすると、本当にもう身ぎれいにされていて、就労の方に向かっておられる。本当によかったなと思うんですね。しかし、帰り際、部屋の中に一人ぼつんと座っていたりしゃる姿が、駅の通路でぼつんと一人座っていた日の姿と何が違うんだろうかという

のが、実は活動の当初から問われました。自立が孤立に終わっているんじゃないかと、このことが大きな問題でした。畳の上で死にたいと路上で語っていた方が、アパートに入ってから安心してはなかなかならない。俺の最期は誰がみとってくれるだろうかという、そういう問題が次に起こります。すなわち、ホームと呼べる家族や知人がいない。彼らはハウスレスであり、ホームレスの状態でありました。

このハウスを経済的困窮、ホームを社会的孤立という、この二つを同時に解決できる仕組みが必要だとずっと考えてきました。しかも、この両者は相互に連鎖していると私たちは考えています。まずは、お金がないということが社会的孤立を進める。まあこれは分かりやすいですね。お金がないと、進学や結婚、ネットを含めた情報取得ができない。社会参加に支障が出ます。経済的困窮が社会的孤立を促進する。金の切れ目が縁の切れ目とよく言ったものです。

一方、見落とされがちなのは、その逆です。社会的孤立が経済的困窮を生むということです。なぜならば、人は何のために働くかとよく言うんですけども、実際のところは、人は誰のために働くかというのが実は労働の大きな動機になるからです。他者との関係がなくなることによって生きる意味や労働意欲がなくなるといえるのは事実です。離婚や家族との離別をホームレスになった理由に揭げている人は少なくありません。縁の切れ目が金の切れ目というわけです。経済的困窮と社会的孤立は相互に連鎖していきます。

今回の改正案において、尊厳や孤立、連携という言葉が明示されました。これはとてもよかったと思います。第三条の定義においても、関係性が困窮の要因だということが加筆されました。これは重要です。今後、孤立の問題は更に大きくなると思います。

しかし、課題もあります。この法律ができたときにやはり大きな背景にあったのは、生活保護のその他世帯の増加だったと思います。ですから、

どうしても就労や増収が事業評価の柱になっていくという傾向がある。この孤立の問題をやはり重点に置くとするならば、就労、増収も大事なんですけれども、この孤立に対しての評価軸というのはどこに置くかというのは大事です。

第二のポイントとしては、断らない相談ということを掲げたことです。

生活困窮とは一体何か。先ほど勝部さんの発言にもありましたけれども、生活困窮者とは誰かと、大分議論になりました、最初の頃。

改正案では、生活困窮とは、就労の状況や心身の状況、地域社会との関係その他の事情により、現に経済的に困窮している一連の最初の法案の言葉が続きます。しかし、これは大分私は補充されてよかったと思うんですけども、正直、だから誰というのが正直なところなんです。しかし、私は、この曖昧さがこの法案の重要さだと思います。

従来の制度は対象者を限定してきました。縦割りの制度が対象者を明確化の中で、一方で、それが断る理由となってきました。あるいは制度のはざまというものを生み出してきた。一方、今回のこの制度の持つ豊かな曖昧さというのは断る理由を放棄したという、それがこの制度の一つの特徴だと思います。曖昧さこそが断る理由を失ったという根拠であります。

資料の二を御覧ください。次のページですね。困窮、孤立に加えては様々な問題があるわけです。これを大きくくくったものが困窮概念でありまして、どれというふうに限定しないということですね。

断らないということになると、従来の問題解決型の思考では全部解決するのは無理だと。だから引き受けないということにもなりかねない。問題解決は大事です。しかし、一方で、社会的孤立に注目したわけですから、私は、ともかくつながることに意味があるとまず言うべきだと。つまり、この制度においては相談そのものが支援なのだ、これが今回のこの制度が切り開いた大きな支援論の新しい地平だったと思います。第二の危機、第

三の危機が起こる不安定な時代になっています。例えば非正規雇用が増加している。一回問題が解決しても、第二、第三の危機が起こるということです。

次の資料を見てください。

生活保護が最後のセーフティーネットと言われてきました。私はそうかなと正直思うんです。例えば、ある市においては、年間三千人が生活保護申請をし、千人が受給します。じゃ、残り二千人はどうなったんですかね。最後のセーフティーネットに掛からなかった二千人を引き受けるのは誰なんですか。やはり、その生活保護制度の更に下に困窮者制度があつて、漏らさない、断らない、全てを受けると、この覚悟が決まったのが今回の制度、断らないという意味だったと思います。

課題もあります。社会的孤立とは何かということ自体の検討が必要です。社会的孤立のリスク、経済的損失、それをどう測るのか、あるいは伴走を軸とした支援理念の構築や人材育成も必要です。

第三のポイントは居住支援の強化です。

今回の改正において、一時生活支援事業が強化され、地域における訪問や見守りが始まります。一時生活支援事業はホームレス自立支援法から引き継がれた事業でありますので、さきに述べたとおり、多様な問題を持つているホームレス者に対する対応ということは、範疇を選ばなかったということが特徴です。

その中で、各地にありますホームレス自立支援センターは、センターの中に、アウトリーチ機能、自立相談、就労支援、居住、地域移行、生活保護利用など、もう様々な機能を持っています。ある意味、この生活困窮者制度の総合性を体現しているのが自立支援センターであります。にもかかわらず、センター利用がホームレスに限られていたというのはこれはもつたない。ここで縦割りを生んでどうするんだと。これだけ多機能なものをやはり全ての人に開放していくというセン

ターの多機能化ということが私は更に必要だと思っております。

資料の四は、自立支援センターの費用対効果です。

センター利用しないでもし生活保護になった場合、どのようなことになったかというのをセンター利用者との対比で費用対効果を出しました。費用対効果が出るのは明らかでありました。です。私は、生活保護が必要な人には当然生活保護なんですけれども、その上でセンターの利用というものがこれから非常に重要になるというふうに考えています。

最後に、貧困ビジネスの対策と単独居住が困難な人に向けた日常生活支援居住施設の創設、これは私は非常に歓迎すべきことだと思っております。そもそも貧困ビジネスで議論になった無料低額宿泊所は、廉価な居住であつて、支援の概念がありませんでした。今回、そこに支援をちゃんと付けるということ、国もこれをサポートするという事になります。

ですから、私はかつてから、こういう民間型の生活支援施設にきちんとしたサポートをするべきだ、制度化するべきだ、高度な技術を持つている一種施設と無低である二種施設、この間の一・五種が必要だと、そんなむちゃくちゃなことを言ってきました。ある意味、今回は、私はその願いがかなったというふうに考えております。

悪徳なところはきちんと規制すべきです。しかし、いいところはちゃんとサポートしていくというのが大事です。しかし、課題は日常生活支援とこの中で身です。現場を踏まえた会議の場が必要なんです。生活支援に関する委託費の試算はどうするか。サービス内容の実情を踏まえた額であるべきです。規制の中で住宅扶助費の減額等が議論されていますが、減額された同額を生活費として回すというようなことは何の解決にもなりません。

更に大きな問題は、今回のこの施設が、いい施設なんです、やはり縦割りだということです。

なぜか。対象者は生活保護受給者に限られているということ。今後、誰でも入れて、個人にサービスが付いていくような、そういう施設が必要なんです。そのような施設を、入口を、誰にそのサービスが必要かということを決めていくのは、対象者を絞り込まない生活困窮者自立支援というこの枠組みは非常に有効だと考えております。

一つ付け足しますが、この間、これらの事業の中で価格競争入札がされているということをよく耳にします。福祉を安売りしてはいけません。私は価格競争入札は禁止すべきだと思います。

最後に、私は生活困窮者自立支援法が成立したときの感動を今も忘れていません。自己責任論が吹き荒れる中で、絶対に断らない、あなたを一人にしないと私たちは約束した。それは、社会が無化する中でも一度社会を取り戻す挑戦だったと私は信じます。この改正案は、与党も野党もなく、早期に成立されることを真に望みます。

以上です。

○委員長(島村大君) ありがとうございます。次に、岩永参考人をお願いいたします。岩永参考人。

○参考人(岩永理恵君) お願いいたします。日本女子大学で教員をしております岩永と申します。お手元にあるレジュメに沿ってお話させていただきます。

私は、日常、日本の貧困問題とその解決策、特に生活保護に関係して、最近では住宅や被災者の支援にも目を向けて研究をしております。今、既に御発言なさった二人と違ひまして、研究者の立場で少し、あとちょっと今日とても緊張しているんですけども、この際なので先生方に根本的な問題を一緒に考えていただきたいと思ひまして、発言させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法についてなんですけれども、生活困窮者自立支援法とは何かというふうに書かせていただいたのですが、五年前に法ができました、実施されたからにはちょうど三年程度経過していると思ひます。一方、後で取り上げ

ます生活保護法は七十年以上の実績があつて、対照的かと思ひます。どちらも今回の法改正については私はやや小規模な内容かなと思ひますが、生活保護法の歴史を研究しておりまして思うのは、このように国会で議論されるということがほとんどないまま通り過ぎてきて、何年か置きに国会で議論されるということそのものがとても大事だと思つて、今回の議論を聞いております。

レジュメのところで、二〇一三年の法成立時に、厚生労働省がこの法について主な対象者は次のように説明されていたと思ひます。この内容について、今回、二〇一八年の法案では基本理念が創設されました、主な対象者と制度の目指す目標とされていたものが法案に書き込まれたのかなと理解しております。

生活困窮者の定義についても少し内容が追加されたわけですが、では、主な対象者というのは誰なんだろうと思つたときに、まだ絞り込まれていないのではないかなと思ひます。現場レベルで明らかになったことはケースとしても知られておりますし、件数は明らかにされているんですが、残念ながら現時点で実績データが十分に検討されているとは言えないのではないかなと思ひます。特に私たちの研究者の立場で分析可能なデータというのが少ない、現時点ではとても少ないので、是非次の見直しのときにはその成果をきちんと検討した上で法をもう一度見直していただく必要があるのではないと思ひます。

その際、現時点ですぐに測定可能だと思われのが生活保護の捕捉率です。つまり、生活保護を受給していない最低生活費以下で暮らしている方というのは、広い意味で生活困窮者となり得る人たちの測定している数値だと思ひますので、これを公表し、これを上げていくということ、そこに入ってくる人を少なくすることが生活困窮者自立支援法、そして生活保護法共に目指されるべき方向ではないかと思ひます。

まだ、はつきり言つて三年分の内容が私自身よく理解できておらず、今後この法制度について、

どこに重点を置いて、いかに発展させていくのかというのは難しい問題だなと思ひますし、私で十分、何というか、先生方に示唆できることがあるか分からないんですが、今回この参考人にお呼びいただくに当たつて、金曜日と火曜日の先生方の質問を拝見しまして幾つか挙がつた項目があるなと思つたんですけれども、一つは自治体間格差の是正と任意事業の更なる普及、それから一年委託契約の見直し、支援員の待遇の充実、バーンアウトしない仕組み、支援員の質の向上、研修の充実というものが挙げられていて、それぞれ私も大事だろうなと思ひます。

ただ、この先もう少し発展させていく上で考えたいのは、ここに関係している人というのは大変多様で、まず、国、地方自治体、委託機関、それから、ここには書いていないですけども、行政の関係者、もちろん支援員とそれから利用者、様々な人が関係していて、その関係する方一人一人というか、一つ一つの立場を思い浮かべて考えてみますと、上記で欠けているなと思われた点としまして、利用者の制度の使い勝手というのはちよつと考える必要があるのではないかと思ひます。その際、これは支援員の待遇充実にもつながることなんですけれども、現在の法体系では各事業の最低基準というのが整備されていないのではないと思ひます。

例えば、次の専門職への信頼を高める方策というのにつながりますけれども、支援員の資格と云いますか、どれぐらいの力量のある人であればこの制度の支援員として適当なのかということがないと、すばらしい実践はいろんなところで聞けることができるんですけれども、全国いろんなところがあると思ひますので、それを底上げしていくには何らかの基準というのは必要ではないかなと思ひます。

一方で、いろんな基準を作つても、先ほどの奥田参考人のお話にもあつたように、生活困窮者の人たちの支援していくというのは、それは多分倫理観だと思ひます。その倫理観を育てるには、

専門職としての信頼を、スキルを高めて、その教育を充実していく必要もあるだろうと思ひます。その際、研修やスーパーバイザーを付けるというふうなお話があつたと思ひますが、では、果たしてこの研修の講師やスーパーバイザーとして適切な方がどれくらいいらるだろうというのがやや疑問なところなんです。

私も県の研修講師を実はしておりますが、毎年、まだ二年目なんですけれども、何で私がやるんだろと思ひながら試行錯誤しているんですが、その研修する人間、それからスーパーバイズする人の育成も視野に入れていただければなと思ひます。

また、現時点では難しいとは思ひますが、私も私が大学で社会福祉学科において学生を指導し、ソーシャルワーカーを育てるという仕事をしておりますが、その際、実習に学生を出すんですけれども、その実習先として現在生活困窮者自立支援法の関連機関に入つておりません。それは、先ほど申し上げたような支援員の体制が脆弱であるということによるんだと思ひますけれども、とてもいい実践をされていらつしやるところがたくさんあつて、是非学生にもそういうところを実習に行つてもらいたいなと思ひますけれども、社会福祉士法の改正は予定されていると思ひますので、その法や施行規則の改正などの際にも御考慮いただければと思ひます。

そして、支援者の待遇、それから様々なスーパーバイズなどを含めて支援者がエンパワメントされて、やりがいの搾取にならないような状況をつくつていただければなと思ひます。

次に、生活保護法の改正についてなんですけれども、この点につきましては、私は正直、今回の法改正に入っていないことの方が重要だと思ひておりまして、一つ目は保護基準の見直しについてです。

この保護基準については現在水準均衡方式を使つていと言われますけれども、これは一九八〇年代に採用された方式で、私が研究するところ

では八〇年代から既に行き詰まっている方式だと思ひます。事実としては、二〇〇三年から十五年間、全体の傾向として保護基準は引き下げられていて、水準としては下がつていっています。

そのこと自体をどう考えていくかというのは次にお話ししたいんですけれども、近年の基準の見直しの結果、これは厚生労働省の資料ですが、レジュメの三枚目にございますように大変算定が複雑です。三年掛けて基準を上げていくに当たつて、このような計算式をしなければ基準を算定できないので、私は授業で学生に自分の生活保護費を算定させるんですけれども、これはもう、こうなつてしまつと学生に算定させるのはちよつと難しいなと思ひます。ほど複雑になつていて、これはケースワーカーの方にも理解しにくいと思ひますし、さらに利用者の方にどう説明するんだろうというのが疑問なところなんです。

二点目に、では、保護基準と最低生活費についてどう議論をしていけばよいのかということについてなんですけど、まず、審議の中でも基準見直しの影響を測定すべきではないかという御意見があつて、私もそのとおりだと思ひますが、もう一つ検討していただきたいのは、基準を見直したということは、基準が下がつたので、そのことによつて給付を受けられなくなった世帯がいるということが一番の問題だと思ひます。なので、その世帯の推計というのは必要ではないかと思ひます。

それから、保護基準の水準均衡方式というのが一九八〇年代から行き詰まつているというお話をしましたが、では、今後どうしたらいいのかというところで、二枚目の点なんですけれども、生活保護に負わされている役割というのは物すごく大きくて、負荷が大きいと感じています。他制度も準拠していて、基準が下がることではほかの制度の基準も下がつてしまつと。それはやはり良くないことだと思ひますが、その全ての役割を保護基準が担うというのは重たいと思ひますので、保護基準の算定と最低生活費の在り方の議論は分け

て、後者は参照基準として、こちらを最低賃金、ほかの非課税限度額とかにも準拠してもらおうというのがよいのではないかと思います。

また、保護基準の議論をする際には、これは運用で決められていることですけれども、資産の額、まあ資産といってもそんなに資産をたくさん持っている方が受給者の方にいるわけではないので、手持ち金の額と扶養義務の範囲の検討を併せて行っていた方がいいと思います。これを議論するのに先ほどの捕捉率の推計も必要だと思いますし、生活困窮者への波及というのでも検討できるのではないかと思います。

最後に、実施体制についてなんですけれども、ケースワーカーの数が少ないというのはよく取り上げられるんですが、そもそも行政の職員ですの、質は余り問われてこなかったと思います。そのこの問題も大きいと思います。

他方で、行政に課される業務が相当多くなっているなど感じておりまして、先ほど見ていただいたこの資料で、二〇一三年から三年間、保護基準の変更があったわけですけれども、新聞報道などでも、システムの間違いによる過払いや過少支給というのが報道されていました。

システムについてなんですけれども、これは最後のものですけれども、自治体によって使っているシステムが違うわけです。つまり、自治体ごとに開発している。もちろん基準が地域によって違うということはあると思うんですけれども、このようなシステムの構築こそ国がしていただければとてもよいのではと思う点です。

最後に、法改正をむしろしていただきたいなどと思う点について三点挙げさせていただきました。

一つは、高等学校等就学費を教育扶助に入れている点についてです。これは、大学進学が今問題になっていますけれども、高等学校等就学費は今、生業扶助に入っています。保護の要否判定の際に用いられる基準に入っておりません。高等学校等就学費を教育扶助に位置付けることも重要だと考えます。

それから、先ほどの扶養義務の範囲については夫婦間と未成熟の子の親に限定する、又は保有可能な手持ち金額を明記することも必要と考えています。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（島村大君） ありがとうございます。

次に、尾藤参考人をお願いいたします。尾藤参考人。

○参考人（尾藤廣喜君） 弁護士の尾藤と申します。

私は、現在、一九九五年、平成七年の十月に設立されました、生活保護の裁判を担当している弁護士等がお互いに協力するためにつくった団体であります全国生活保護裁判連絡会の代表委員をやっております。それから、生活保護を始め社会保障を良くするための運動団体であります生活保護問題対策全国会議の代表幹事をやっております。日本弁護士連合会では貧困問題対策本部の副本部長を拝命いたしております。

それから、これは過去の経歴になりますけれども、一九七〇年の四月に厚生省に入省いたしました。一年半保険局の企画課において医療保険を担当し、その後、一九七一年十月から社会局の保護課で生活保護を担当した経験を持っております。

今回、生活困窮者自立支援法等の一部改正法案の審議に当たり、生活保護法に関連する問題について意見を述べさせていただきますと思います。

一番本当は大きな問題は、この法案の前身に入っていないわけですけれども、厚生労働省が今年の十月から三年間で平均一・八％、最大五％の基準引下げを予定しているということでございます。

いているというところでございます。夫婦二人世帯でいいますと一〇・九％の引下げ、それから、老齢加算が引下げ、削除されました二〇〇四年からいいますと、単身の高齢世帯については実に二四・五％引き下げられているという実態があるわけです。これが一番私としては問題ではないかというふうに思います。

今回の引下げの一番の問題点は、実は、その資料にありますけれども、所得の下一〇％の層との比較、均衡で基準を決めているというところでございます。先ほど岩永参考人も話ありましたけれども、水準均衡方式というのは少しづつ変わってまいりまして、今回のやり方というのは本来の当初の水準均衡方式とははるかに離れた問題になっていきます。

下位の一〇％の層と比べるということになりますと、日本で、先ほど議論になっていきます、生活保護を本来利用できるはずの人で利用している割合が大体二〇％を切るんじゃないかというふうに言われておりますので、本来ですと、生活保護を受けている世帯の層の基準と生活保護世帯の状況を比べてみるということになるわけで、言わば低い層同士で比べてみる。本来であれば生活保護を受けられた層と比較をするということになってしまいうわけでありまして、そこが一番の問題ではないか、これでは際限なく下がっていくのではないかとこのことであります。

それからもう一つは、実は二〇一三年の引下げのときは一般の低所得世帯の消費水準と生活保護基準の比較をしただけではなくて、当時の審議をされていきました部会の結論とは別に、デフレによって物価が下がっているんだということで厚労省の独自のCPI、つまり消費者物価指数を用いて引下げを行ったということがあります。それで最大で一〇％、平均六・五％と引下げがなされたわけですけれども、ところが、今回は不思議なことに、本来、物価の変動を考えますと、基準部会に出された資料によると、上がるはずのところ、それが全く検討されずに、結論的にその部

分は全く使われずにこういう結論になっている。いささか方針というか計算式に一貫性を欠くのではないかとこのように思っております。基準の問題で申し上げますと、それが一番大きい問題ではないかというふうに思っております。

それから次に、生活保護法の改正案の関係で、私どもが所属しております日弁連では、これも私が配っておりますけれども、資料で後ろの方に法六十三条に関する非免責権強化と天引き徴収についてこれに反対をするという意見を、会長名、日弁連として意見書を出させていただきました。私も同意見であります。

ここで少しちよつと技術的になってしまいうんですけれども、今回の改正案は、法六十三条、つまり生活保護費を受け取り過ぎた場合の調整、不当利得という、法律的に言うところと不当利得なんですけれども、受け取り過ぎた場合の調整の問題と七十八条の債権、これはいわゆる不正受給、不法行為によつて取った債権ということになりますけれども、その両者を一緒に取り扱おうということでございます。この点につきましては、法の六十三条の性格というものをもう少し考えなければならぬんじゃないかなと思うわけです。

先ほど申しましたけれども、私が厚生省におりました生活保護を担当していた時期に、ちょうど私の資料に出しておりますけれども、通達、後ろの方に裁判例、裁決例、通知の内容ということで表にしておりますが、昭和四十七年の十二月五日に通達を出しました。この通達はくしくも私のが起案をして、当時の係長であります河出英治、後に総務省の事務次官になられました河出さん、それから厚生労働省でその人ありと知られる中野課長と三人で法制局と協議した上で出した通達でございますが、この考え方は、法の六十三条というのは、まず債権として確実になったときから返還の対象とするということ。それから、何としても自立の助長ということを考えなければいけない。自立の助長を考えて六十三条の返還を定めなければならぬということを基本的な考え方とし

て、これ法制局と協議して通達で出させていたわけでは、生活保護を受けている人たちが、例えばお金が入った場合にこれを全額収入認定してしまえば今後の自立に対するスプリングボードがなくなるわけですね。多額入った場合にはそれを収入認定せずにゼロ円決定、六十三条の返還を求めずに保護を廃止、つまり自立してもらうという機能も持たせるということでありまして、ある意味で自立の助長というのは非常に重要な問題なわけです。

ところが、今回の場合には、その六十三条、つまり、目的も違ふし債権の性格も違ふものを七十八条と同じ形で破産した場合も非免責債権にする、それから天引き徴収を可能にするということになっておりますので、これはちょっといかがかというふうに思います。日弁連の意見書にあるとおりでございます。

むしろ六十三条の返還の決定に当たっては、私も当初出しました通達のように、自立のために必要な経費を控除できるということをお存ない利用者の方もいらっしゃるから、それも控除できるんだということで自立の手助けをしながら、そして控除額を決定すべきではないかというふうに思います。そういう判決はたくさん出ておりますので、その判決も出しておきました。

それからもう一つ申し上げたいのは、ジェネリック、後発医薬品に対する給付を原則とするという問題でございます。

前回の法改正では、ジェネリックについて、可能な限りその給付を行うよう努めるものとする、まあ努力目標であつたわけですが、今回は原則として後発医薬品によりその給付を行うものという形になって、原則規定としたわけですね。

御承知のとおり、一九八一年の世界医師会総会で、患者の権利に関するリスボン宣言がございまして、医療についての自己決定権が非常に重要であると。それから、国際人権規約の十二条では、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受

する権利というのが認められていたわけでは、

こういうふうな、国際人権規約とかリスボン宣言という前に、私が担当していたときの医療に対する考え方ですけれども、健康保険の給付と生活保護の給付というものは全く同じにすべきであるという考え方で貫いていました。つまり、命と健康はお金のあるなしにかかわらず平等なんだというのが一つの哲学だったわけですね。今回はこの考え方を根本的に崩すものである、これは日本の医療保障、特に貧困者に対する医療保障については重大な問題ではないかというふうに思っております。

それから最後にもう一つ申し上げますが、今回の改正案で大学進学のための費用の支給制度が認められたというのは非常に大きな一歩であるというふうに思います。しかし、率直に申し上げてそれだけでは十分でございまして、大学に進学した場合に、その方は世帯を分離されて、生活保護費の支給はされない。つまり、大学の進学の費用と自分の費用というものを賄わないと大学に行けないという状況になっているわけでございますので、やっぱりそういう形の保障を是非とも検討していただきたい。今回無理であれば、厚労省が生活保護世帯出身の大学生の生活実態全国調査をされて、そのデータが既に三月頃に届いていると聞いておりますので、その内容もしっかり分析していただいた上で、何が大学進学のために必要なのか、これで十分なのかどうかというふうにしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

私が申し上げたいことは、生活保護制度というのは市民の岩盤、いざというときにどういう給付がなされるかということで、岩盤を支える非常に重要な制度でございます。若い人も、高齢の方も、障害のある人も含めて、いざというときに生活保護の利用ができるということが本当の意味で希望を支えるという制度でございまして、その点を十分理解していただきまして、いい制度にしたい。

先ほど岩永参考人も言われましたけれども、今回の改正案では、残念ながら、そういう根本的な改善、制度の改正、例えば資産の保有の問題、先ほどの預貯金の問題をどうするか、自動車の保有の問題をどうするかという問題とか、あるいは先進諸国の中で一番厳しいと言われておる扶養の問題をどうするか。あるいは生活保護法という名前ではないのか。お隣の韓国では国民生活基礎保障法というように名前を変えていますですね。

ドイツでは、社会扶助という言葉では受けにくいでしょうからということで、稼働年齢層が受けやすいように、失業手当Ⅱ、第二の失業手当という形で名前を変えておられます。もともとと受けやすいような形にすべきだと思ひますし、生活保護がなかなか理解されていない状況の中で、きちんと申請すれば利用できるんだということをきちんと広める必要があるのではないかとこのこととでございます。

以上でございます。

○委員長(島村大君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○自見はなこ君 参議院自民党の自見はなこでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、それぞれ、実践の現場におられる立場として、そして研究者として、そして制度に対する活動の弁護士としての立場として、それぞれ、その四人の参考人の方々へ貴重な御意見をいただきましたことを改めて心から感謝を申し上げます。

私、本職小児科の医師でございまして、断らない福祉、断らない相談というところは非常に腹に落ちるところがございました。医療現場でもそうでありまして、来た患者さんを一切断ること、もちろん念頭にもございませんで、その上で制度設計をどうするかですとか、その上で自身自身の医師としての技量をどうやって研さんして

磨いていくかということが我々の職務だと思つて働いておりますので、この断らないということをお前提にしたところ非常に非常に私自身も共感を覚えたわけであります。

また、制度は人のためにあつて人は制度のためにあるわけではないという言葉が実は私は非常に好きでありまして、制度はいつも完璧ではないわけでありまして、それをどうやって、人間として関わっていくながら、制度にないものを埋めていくかといったところも含めて、我々がやっていくことは非常に大きいんだというふうに思いました。

今日は限られた時間でございまして、まず、勝部参考人と奥田参考人に御質問をさせていただきますと思つております。

今回の改正案では、生活困窮者自立支援法第二条に基本理念というものを創設されました。そして、人間関係のことも触れいただきましたけれども、地域社会からの孤立ということの現状において、包括的かつ早期に支援を行うということや、あるいは地域における福祉等の関係機関、民間団体との連携や支援体制の整備に配慮して支援を行うべきことというふうに定めております。

このように、今回の法改正というところは、やはり大きなポイントは、社会的困窮ということだけではない社会的孤立ということも明記した、あるいは地域づくりということ、また困窮者支援を充実するための地域資源の充実に取り組むという、こういった視点が盛り込まれたということではやはり大きなことだというふうに私自身は感じているところでございまして、この基本理念というものが打ち立てられたということは現場の支援相談に従事する方々にとつてどのような受け止められているのかということ、それから、この基本理念を明確化したことで実際の生活困窮者に対する支援にどのような効果が現れるということが期待できるのかということの二点について、それぞれのお考えをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(勝部麗子君) 今の御指摘は我々も今回大変期待をしている点であります。

社会的孤立ということがこの法律の中で明記されていないならば、生活困窮に陥るといふこと自体が自己責任、自分が悪いんだから SOS を出しちゃいけない、周りの人もそういう状態にある人に対して冷ややかに見ている。

残念ながら、先日、札幌です、八〇五〇の残念な事件がありました、ああいう問題も、周りの方は実は知っていた、薄々知っているけれども相談に乗ってあげていいのかわからないとか、あるいは見て見ぬふりをしている。今回の課題が、社会的孤立に対してしっかりと明記したということ、早期にみんなが SOS 出している、そういう優しい地域づくりをしていくということが法律のもう一つの柱になったということは、我々としては地域の人たちが SOS を出しやすくなるということにつながると思いますので、非常に重要だということに思っております。

○参考人(奥田知志君) 私も二条に理念が入ったことはとてもよかったと思います。それはひとえに孤立という概念が明確化されたということだと思います。

ただ一方で、やはり私は地域も大事だし、人が最終的には人を支えるということが原則なんですけど、それがゆえに、やはり公的なものが一方でしっかりしていくことがやっぱりセットなんだと。自助、互助、共助、公助というのをよく言われますけれども、私は、ダム決壊論みたいに、自助が駄目なら互助、互助が駄目なら共助、共助が駄目ならいよいよ公助という、現実、現場はそうなっていない。私は、ある意味自己責任取れる社会になりたいと思っているぐらいで、本人が本当に頑張るためには、やはり共助の部分も公助の部分も並行して活用できる、そこに何の規制がないという、やっぱりこれは対象を選ばないとともに、手段を選ばないというか全てのものが使えるということが前提であります。

に、私はやっぱりそれが全てがセットになつていくということ是非常重要的だといふふうに考えています。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

社会とのつながりということ、あるいは徹底した本人尊重ですとか人を属性で見ないということと同時に、この制度設計の難しさも私も感じていたところですので、これからもしっかりとこういったところも見極めながら法案審査に関わっていきたいと思っております。

次に、岩永参考人にお尋ねをいたします。

今回は、法改正におきましては、健康管理の支援事業の制度上の定義について新たにいろいろなこと、施策がうたわれておりますが、この法改正の中で盛り込まれました健康管理支援事業ということにしまして、生活保護制度の中でのどのような意義があるといふふうにお考え、あるいは評価されるといふふうにお考えか、お聞かせください。

○参考人(岩永理恵君) 率直に申し上げますと、生活保護を受給している方は健康状態が悪い方が多いと思いますので、そういう意味で健康について配慮する方が増えるというのはいいことだと思います。そして、関わる人が増えるというのはいいところだと思っておりますけれども、そもそもは生活保護に入る前の時点からの健康に留意できる環境でないと生活保護の問題というのはいつまでたつても解決しないところかなと思いますので、その点は御留意いただきたいと思っております。

以上です。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

残り少ない時間になっておりますけれども、最後に尾藤参考人にお伺いしたいと思います。

今回の法改正と直接的には関係ないかもしれないですが、基本的な考え方のところでございますが、スイスで国民投票も行われましたパーシックインカムというような議論も、私たちどこかで

やっぱり考えていたり、あるいは念頭に置きながら法制度の設計というのをしていく必要もあるのかなという、これは検討事項となってくると思ふんですが、このパーシックインカムということについて尾藤参考人の御意見を聞かせください。

○参考人(尾藤廣喜君) ありがとうございます。

実は、パーシックインカムとか負の所得税、一緒にはなりませんけれども、そういう形の考え方は私が厚生省にいたときからもう既に議論がございまして、私も在職中に議論をしたことがあるんです。

もう今だから言いたいと思ひますけれども、パーシックインカム、賛成だという方と反対だという方、非常に分かれていたわけですが、私はどちらかというと反対派でございます。

その理由は、今でもそうなんですけれども、ペーシックインカムということになると、金銭給付ということになりますので、日本の場合、例えば医療の給付を考えてみますと、個人的に医療給付を、物すごく金額の給付、差があるわけですね。重度の医療の必要がある方、それからそうでない方ということとかなり違いがありますね。

それから、例えば介護に関してもかなり違いがあると。そういうものをまとめてペーシックインカムという形で、基本的に全ての人を平等に、もちろんミーンズテストをやらないということとでないとペーシックインカムの意味はないと思ひますので、そういうことで全ての需要を本当に賄うことが可能なかどうか。もしそれを全ての人で賄うペーシックインカムをするのであれば、莫大な費用が掛かると思ひますね。だから、そういう財政が賄えるのかどうなのか。そういう意味で、私は、日本の状況においてペーシックインカムを導入することはちょっと無理なのではないかといふふうに考えております。

ただ、パーシックインカムの考え方、私も先ほど申し上げましたけど、医療とか教育とか、まあ住宅も含めていいと思ふんですけれども、基礎的な問題について私は全ての国民に保障するという考え方は必要だと思ひますので、もしそれを現物として何らかの形で考えるということであれば、そういう制度は考えてもいいのではないかなといふふうに思っております。少しオーソドックスなペーシックインカムの考え方とは違ふと思ひますし、そんなふうにご覧いただいております。

○自見はなこ君 ありがとうございます。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。本日は、参考人の先生方、本当にお忙しい中お越しいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、勝部参考人と奥田参考人にお伺いさせていただきます。

今日お話を伺わせていただきまして、ようやくこの生活困窮者という定義が現実的に即したものにたつたんだというお話を伺わせていただいたんだと思っております。

社会的孤立というものをしっかりとその判断の中で、どういう人が生活困窮者に当たるのかという中で、しっかりと皆さん方が実態としては見ていらつたけれども、制度になかなか書いていなかったことによつて混乱が起つたようなケースもあつたと、これが解消されると思っておりますが、じゃ、今度は社会的孤立というもののどうアプローチしていくのかというところで、ここが一番、書いた方がいいが、実際これをしていっていかんだという中で、支援の現場で頑張つていらつたと思います。お二人の参考人から具体的なお話を伺わせていただきたい、また、それに当たつての課題も併せてお伺いさせていただきますと思ひます。

○参考人(勝部麗子君) ありがとうございます。

社会的孤立の問題については日々奮闘しているというのが現状でございますが、先ほど申し上げました、OECD の中で一番孤独になった日本人たち、そして誰もが一人になつていく、お一人様になつていく社会。お二人暮らしであつても、どちらか亡くなれば独り暮らし。独り暮らし

になると電球交換すらできない世帯がたくさん増えていく。孤立死、それから離婚ですね、核家族のことで、本当に社会そのものがばらばらになっていっているというのが現状であります。

このばらばらになっていっているのは、勝手に自分たちが群れることを取り戻せるかというのは、これはなかなか難しいというふうに思っています。地域でやつぱりそれぞれの人の居場所と役割をつくっていくための地域のコーディネーター、これは住民の中からそういう人たちが生まれるということも実際ありますが、私たちの仲間、ボランティアの方々は、知ることによって優しさは生まれるというふうに言います。本当にその人たちが置かれている現実を、住民同士だともう一歩踏み込んで知ることができませんので、そこに専門職がしっかり介入をしながら、本人のいろんな悩み事であるとか、そういうことをしっかりと分ける、そういう存在をつくっていくことが一点。

それから、この社会的孤立というのは、私は何か少子化ということと非常に似ているように思います。以前、少子化というのは個人の問題で、子供を産まないという選択をしているんだというふうに言われていましたが、孤立を望んでいるという話と子供を産まないというのは何かよく似たように思います。孤立にさせられているという。あのごみ屋敷の男性が、ごみ屋敷になってセルフネグレクトだと人に言われたが、そうではない、私はソーシャルネグレクトに遭っているというふうな話を聞きました。

実際に社会がこういう問題を考えていくと、自己責任にしないということ、是非孤独ということとを徹底的に議論できる国の機関でありますとか、そういう体制を今この時期に御検討いただけることがこの問題に立ち向かっていく一つの方策ではないかというふうに思います。お願いします。

○参考人(奥田知志君) 私は、本当に難しいこれからのことだと。元々、その社会的孤立というの

をどう捉えるかということ自体から始めなきゃならないというのが先ほども言いましたとおりです。

でも、その上で、実際、ホームレスから始まった様々な現場でいうと、一つは、もう当たり前のことなんですが、生活が安定、安心するという、これをちゃんとやらないと、これ、社会的孤立が今問題だと私は繰り返し言いましたけれども、あくまでも、経済的困窮と社会的孤立という、これセットですから、何かぼろは着ても心の締めたいな世界を描こうとしているわけではなくて、これはあくまでセットであると。だから、生活の安定がやはり対になっていないといけませんというのが、まあこれは生活保護の問題も含めてそうです。

もう一つは、今、勝部さんおっしゃったように、やはり助ける側と助けられる側の固定化が一番まずかったですね、これは。助けている人はいつも機械よくやっていると、助けられる人はいつも人はいつも謝らされている、済みませんと言わされている。ここに、やはり役割とか自分の社会的意義みたいなものをどうするか。やつぱり、自尊心感情とともに自己有用感ということをどう仕組みに変えるかということが非常に大事だったですね。

あと、私は、社会的孤立を専門職とか、三番目の問題としては人の問題そのもので、ただ、私は何かその孤独担当大臣の話もニュースで聞いてびっくりしたんですが、今後、この社会的孤立に対するアプローチができる人材の育成、これも必要だと思えます。けど、まあちょっと語弊のある言い方ですけど、私は、最終的には質より量だというのが現場の感覚です。何か物すごい専門職を一人養成するよりか、細い線でもいいから何百本の線をつなげていくということが実は大事で、そこの中で人というのは実は何げない日常を暮らしていくわけです。だから、問題解決においては高度な専門職が必要でしょうけど、一方で、社会的孤立に関しては、まあ語弊がありますが、質より量

だとこの頃ちょっと恐れず言うようにしております。専門職からは嫌がられているということでもあります。

以上です。

○山本香苗君 ありがとうございます。
支える人々をたくさんつくっていくということとが大事なんだと思うんですが。

それで、済みません、時間が。
次に、岩永先生の方にお伺いさせていただきたいと思いますが、アカデミックな立場で、今お二人は実践の場でおっしゃっていたいたんです。が、社会的孤立って定義付けるといふふうに思っています。どういふふうな考え方というのが必要だと思われますでしょうか。

○参考人(岩永理恵君) 社会的孤立という言葉は聞いたときに私が一つ思い出すのは、日本で貧困問題が問題になりました九〇年代以降にもう一つ新しい言葉が出てきて、それは社会的排除という言葉だったんですね。これが社会的孤立にちよつと置き換わってきたように感じていて、それとどちらも必要だと思うんですけど、どちらかというと社会的排除は構造に着目していると思えます。社会的孤立は、先ほどの御発言にあつたように、個人に着目していると思うんですが、やはりその社会的排除の概念、諸外国で用いられたときには、仕事に就けないとか、失業であるとか、非正規の労働であるとか、あるいは家族がないわけではないんだけれども家族環境が悪いというふうな、そういう根本的な問題にも着目する、そちらの概念にも着目をしていただきながら定義していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山本香苗君 ありがとうございます。
ちよつと、尾藤先生、済みません、お時間来たんですが、最後におっしゃっていた進学準備金の、生活保護家庭のお子さんの進学、今おっしゃっていたいたのとおり、実態調査、厚生労働省の方があの大阪市大と堺市がやった分の全

国版をやっていたいてありますが、まだちよつと出ていないそうなんです。出たらちゃんとしっかりやりますのでお伝え申し上げます。済みません。

○参考人(尾藤廣喜君) 報告は一応三月に上がっているということをお聞きしてまして、今まとめ中ということで、本当はこの法案の審議までにおまとめいただければ有り難いなというふうに思っていたわけですが、せっかくなされた調査ですので、その成果を是非とも今後の制度の充実のために、まあ小さく産んで大きく育てるというお考えだと思いますので、是非とも生かしていただきたいなというのが私の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○山本香苗君 終わります。

○足立信也君 国民民主党の足立信也です。
四名の参考人の先生方、本当にありがとうございます。

私は、昭和三十年代、所得倍増計画があつて、そして自己責任の社会が生じていったと、そのように捉えています。結婚、出産、子育て、教育、そして老後も自己責任の社会に入っていくと、そのように思っています。それは何かというと、競争社会を生んだ、そしてその結果孤立になつてきた、そのように捉えておまして、四名の先生方、やはり孤立ということが一番の対象なんだ、あるいは課題なんだということだったと思うんです。

奥田さんに質問したいんですけど、私は、これは生活困窮者自立支援ですが、自立しても孤立にはなるとおっしゃいます。自立と孤立は反対語ではないと。なので、本来、これ生活者自立支援よりもやつぱり孤立解消ということがメインになるべきことだと思っております。その一つの手段として、地域包括ケアシステムという形でコミュニケーションの再生をしようということをしていただけたら、これ二〇〇九年当時、総理は、新しい公共ということで、ボランティア、NPOの方々

にしっかり担ってもらわなきゃいけない、質より量かもしれません、先ほどのお話ですね。なんです、これをシルバートレーニングっておっしゃられたので、私はそれ否定したんですが、今後、二〇三〇年ぐらいまでは七十五歳以上は増えるけど、それ以降は減っていく、しかし四〇年までは八十五歳以上が増えていく、しかしその後は減っていくということの中で、質より量は確かなんです。

お聞きしたいのは、自立支援という概念よりもやはり孤立解消ということがメインではなからうかという私の考えに対して、奥田さんの考えを伺いたいと思います。

○参考人(奥田知志君) そうですね、あれかこれでは私は当然だと思います。ただ、今回のこの法案とか制度において、やはりやつと孤立という問題がメインに出てきたということは非常に大きい話でありまして、これを、先ほど私の発言の中にありましたように、例えばこの事業の成果指標を就労や増収だけで見てしまうというのは非常に危険である。

で、この孤立の解消というのはどう見るのかということですね。それは、やはり今後新しい指標等も含めて考えるべきだし、私は、一般的にはやつぱり自立の反対は依存だと言われてきて、依存するな、自立しろ、若しくは人に迷惑を掛けるなというのが自己責任論社会の道徳になってきたと、これによって若者たちは助けてと言えなくなつた、まさにこれは社会的に排除されていったわけです。

でも本当は、自立の反対は、先生今おっしゃったとおり、私は自立の反対は孤立だというふうに考えていまして、依存という言葉で表すかどうかは別ですけれども、人と人が助け合って生きていくというのはそんなイレギュラーな問題ではなくて、今後のこの社会の在り方の本質そのものだと考えていますので、そういう意味においては、孤立問題を解消するというのは非常に大きいわけであります。

以上です。

○足立信也君 ありがとうございます。

岩永先生にお聞きします。

捕捉率のことを今おっしゃられました。これ、扶養と資産の問題が大きいのことなんです、例えば、私、大分なんです、国東半島で国東時間という、これ週休三日制の会社なんです。なぜかという、ほかの地域と同じように、週休二日のその二日は家族のためというのが、あるいは自分のためというのが大きいんですね。しかし、残り一日の休みは地域のため、コミュニティのために働かないと維持できないんです。そういう時間帯を取っているんですね。

資産のことについて伺いたいんですが、今、捕捉率平均二〇%ぐらいです、日本の報告は。その中で、資産があることがかえって大きな負担になっていて、そしてその地域に残された、まあ主に中山間地ですけれども、その人たちはそれが負担になり、かえって本当に支援受けられなくて孤立されている方が非常に多い。

この資産の評価の在り方といいますが、捕捉に關係して、保護の認定に關係してどのように捉えておられるか、お聞きしたいと思います。

○参考人(岩永理恵君) 今おっしゃったような困ったことがある世帯については、むしろ生活保護よりもこの生活困窮者自立支援法が利用可能な世帯なんだろうと思います。

資産については、どう評価するというのは難しいなと思うんですけど、そうですね、地方と大都市部とを一体に論じるのは難しい面もあるかなと今お話を伺って思いました。大都市では小さくても土地を持っていればやはり価値は高いですけれども、売れるか売れないかという、地域問題というのはすごく大きいのではないかと思います。

済みません、不十分ですが、以上です。

○足立信也君 ありがとうございます。

まさに今先生おっしゃったことが、リバースモーゲージのモデルとしては地方の方は当てはま

らないことの方が多いということだと思います。

今回の法案審議に当たっても、生活保護について、次は尾藤先生にお伺いしたいんですが、医療扶助、これが生活保護の中の半分を占めていると、大きな問題だと。先ほどジェネリックのこととおっしゃいましたが、前回の質問で我が党の浜口さんが資料を出されたんですが、これ前から私も指摘しているんですが、外来受診については高齢者と生活保護の方ってほとんど変わらないんですね、回数も費用も。そこでジェネリックということが果たして効果があるのかという、これは置いておいて、問題は入院です。明らかに入院の方が費用が高いわけですね。

この医療扶助の中の入院のところは、どのような方策、先生が最初は保険局でその後社会局におられたということで、発言の趣旨とはちよつと違いますけれども、この医療扶助が大変大きな問題だと私は思いますので、特に入院についての先生の考え方、お伺いしたいと思います。

○参考人(尾藤廣喜君) まさに御指摘のとおりでございまして、私、生活保護の今の財政の中の非常に重要な問題は医療扶助の問題であると。しかも、その中でウエートの一番大きいのは入院の問題でありまして、その中でも精神に関する入院が非常にウエートが高いわけですね。だから、その問題、実はその問題は、私が在職していた今から四十数年前にもう既に萌芽がございまして、精神の問題を医療扶助としてどうするかという議論はあったんですけど、率直に申し上げて、全く手付かずという、そのままだになってきている。

私は、精神の入院についての医療扶助の在り方というものを根本的に検討をして、一定の私は制限といいますか、はやらなきゃいけないんじゃないかと。生活保護の給付を充実すべきだという運動団体をやっておりますけれども、でも、やつぱり規制すべき点は規制すべきだと思いますので、御指摘の点は非常に大事な点だと思います。ただ、一般の入院の問題についてどうなのかというのは、データを見てみなければ分からないと思

ます。

ついでにちよつと申し上げますと、外来に關して、生活保護を利用している方々が言わば自己負担がないために受診が多いのではないかと御指摘があるわけですが、実際は現場の状況はそうではないですね。

例えば、二〇一二年に西成の特区構想を当時の橋下市長がやられたことがありまして、そのときに西成の外来の調査をされたことがあるわけですが、でも、生活保護受給をされている方と一般の方との外来での比較はそれほど有意の差はないという結論が出ておりますので、自己負担がどうなのかということで給付の問題を解決するという方法は私はおかしいのではないかと、実態を見ていないんじゃないかなというふうに思っております。

先生御指摘の入院の問題は非常に大きなことであると私も思っております。

○足立信也君 ありがとうございます。精神の問題ももちろんそうですね。

入院と外来の決定的な違いはどこにあるかというと、外来は自己決定、自己判断ができるんですね。入院の場合はほとんど医療者側の判断でやっている。ここに改善の余地があるということは、いろいろ手は前から打っていますが、そういうことだろうと思います。

どうもありがとうございます。

○難波奨二君 立憲民主党の難波奨二でございます。

〔委員長退席、理事石田昌宏君着席〕

今日は、本当に四名の参考人、それぞれ御活躍なされておられて、心からの敬意を表したいと思います。全て四名の方の御意見、私、共鳴がでるところでございます。

時間が少なくて大変恐縮なんですけど、共通して四名の方にお聞きしたいと思いますが、私は、岡山県の中山間地、集落は七軒、山の湧き水を飲んで大きくなりまして、小学校六年でやじを交通事故で突然亡くしまして、母親の手の下で育っ

てきたんです。

国会でこういう生活困窮者の問題等々の議論は常にあるんですけど、そのときやっぱり改めて私が申し上げたり感じるのは、たまたま私はまんよくルールを外れることなく生きてきたのかなというふうに思いますけど、国や行政がいろんな施し、施しという表現は非常に本当はまずいんですけど、施しを行うことが本人にとっていいのかどうなのかというのは、実は、私自身は、やっぱり一定程度自己責任というのはあるべきだし、自らが自立して生きていくんだという、そういう生きることに対する強い思いというものを持っていてやっぱり人間というのは生きていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っているんですね。

しかし、私が、当然、政治家としても包摂社会というものを目指して今までもきましたし、これからそういう立場で議会活動を行ってまいりたいと思いますけど、根本的にこれから解消していかなきゃならない、我々、我が国が目指していかなきゃならないというのは、やっぱり格差をなくしたり、困窮者をいかに生まない社会をつくっていくことだと思うんですね。

そこで、大変恐縮です、時間がもう短うございますが、それぞれ四名の方、生活困窮者を生まない社会、そのためにはどういうやっぱり今後制度の見直しや様々な社会構造の中で変化を、新しい息吹といいますか、そんなものをつくっていくかなきゃならないかを、生み出していかなくちゃならないか、少し、短い時間ですけれども、御意見お伺いしたいと思います。

○参考人(勝部麗子君) 様々な要因はあると思うんですけど、私も両親は鳥根県の雲南市、山間地で、自殺率が高いのが秋田、岩手、鳥根ということで、実はやはり社会的に、閉塞的に人間関係がしつかりとあって、お互いがつながつていればいいかという、つながりがある苦しさにもつながるということもありますので、非常にそういう意味では、そういう地域も把握しているつもりであります。

〔理事石田昌宏君退席、委員長着席〕

先生のおっしゃっておられる根本的に格差をなくすためには何がというの、一つはやっぱり子供の貧困の連鎖を断ち切るというところ。ここをやっぱりやり切らないと、親の家庭の状況によってその子の人生が決まってしまうということになってしまいますと、希望も、将来生きていくところも厳しくなると思いますので、私は、どのような家庭に生まれてもその子の持っている力を引き出せるということをしつかりできるような社会を目指していくということが、唯一逆転できるといえるか、そういう部分につながるのではないかと、そういうふうにも思っています。

○参考人(奥田知志君) 私は、様々なありますけれども、二つ。

一つは、今、勝部さんおっしゃった子供に絡むことですが、今回の改正案の中で、子供の学習支援というタイトルが、子供の学習支援、生活支援事業という、生活支援というタイトルが入りました。これの生活という範疇をどこに定めるかなんですが、今まで私は、やっぱり子供をどうするか、学習も含めてですね、議論してきましたけれども、実はこれは世代間の社会的相続ができていないということがもう一つの問題で、親の支援とワンパッケージにできるかというところですね。昨年、実は私、厚生省の調査事業をやらせていただきましたとして、子供の支援されているところを調べたんですが、子供の学習支援と生活支援、セッパでされているところ、ほとんどありませんでした。ですから、この親の世代をどうするかという、この世代丸ごとの形をどうつくれるかというのが一つです。

もう一つは、先ほども言いましたけれども、居住がベースです。ともかく家の確保をきちっと安定してできるかということがベースになります。ここが不安定になると、もう就労から社会的な手続から全てが崩れますので、安定した居住の確保というこの居住支援がこれからの私はベースになるというふうに考えています。

以上です。

○参考人(岩永理恵君) 私も最後おっしゃられた居住支援はとても大事だと思いますが、一番大事なのは労働環境だと思います。

大学で学生を教えていて、今就活しておりますけれども、以前勤めていた大学で生活保護を受給していた家庭に育った学生がおりましたが、その学生のその後を見ても、やはり良い労働環境のところ、就職できるということがその後の彼の人生にとってもすごく大きな認識しています。

もう一つは、高齢者の貧困を考えると、やはり所得保障を十分、水準はともあれ、いろんな人たちが所得保障にきちんとアクセスできるといことが大事だと考えます。

以上です。

○参考人(尾藤廣喜君) 貧困の根本的な解決のためになすべき方法というのは、私は、比喩的に言いますと、生活保護に対する負荷を、生活保護が今果たしているような役割を軽くできるようにすることだと思う。逆説的な意味かもしれません。それはどういふことかと申しますと、貧困になるには原因があるわけで、その原因におさわしい対策をそれぞれ打つことによって生活保護が全てを引き受けているという状況を変えることができる。

ですから、例えば高齢の方ですと、やっぱ年金の増額によって生活保護を利用しなくても生活できるような自立した生活基盤ができること。働いている人については、ちゃんとした賃金が支払われて、自分が働くことによって生活できるというような職場環境を整えられること。障害を持つ人については、障害者も働きたいという願いがかなえられるように、きちっとした作業についての工賃が支払われて、そして不足している部分については手当が支給されると。そういう形で、何が貧困の原因なのかということについての適切な対応がなされることが必要だと思います。

ですから、私は、生活保護の充実を運動の目標

にももちろん掲げておりますけれども、生活保護だけを良くして事態が解決するとは全く思っておりません。生活保護のむしろ負荷を弱めるということにこの社会として全力を尽くすことによって貧困は防げるわけだし、そうでなければならぬというふうにも思っております。

以上です。

○難波奨二君 岩永参考人にお伺いいたしますけど、生活保護の額の基準の問題ですね。これ随分研究なされておられるようでございますが、ベストミックスというか、一番やっぱり何を基準にそういう水準の額が決定されるべきか、お考え、研究なされておられる中で披露いただきたいと思っております。

○参考人(岩永理恵君) すっきり回答できると格好いいんですけども、難しいなと思っていて、八〇年代から行き詰まっていると先ほど申し上げましたが、それはそれなりの理由があるなと思います。みんながずっと知恵を絞ってきたけれど、うまくできない。それは、やはりこの生活保護の中でということになるともうはや議論するのは難しいなと思っていて、別に議論してほしいということを先ほど申し上げました。その議論の場がまず大事だと思います。

算定方式については、一つこれでもうバリエーションというのはなかなか難しいと思うので、過去使われた方式なども含めて幾つかの方式を組み合わせて考えるというのがいいのではと考えています。

以上です。

○難波奨二君 どうもありがとうございます。終わります。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

先ほどの続きのようなことから、難波委員の続きの話から始めたいと思うんですけども、やっぱり生活保護世帯の実際の暮らしぶりをお聞きし

ておりますと、これが憲法で規定された暮らしぶり、最低生活水準ということと照らして本当にこれだいいんだらうかという思いを常々思っているわけです。岩永参考人には、先ほど少し時間も足りなかつたので、ちょっとやつぱり、そもそも健康で文化的な最低限度の生活を営むことのできる適切な水準、現状がそう言えるようなものなのかどうかということでお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(岩永理恵君) そうですね、高齢の世帯についてはとても水準が低くなつたなと思ひます。世帯類型によつてかなり基準が異なりますので水準も違ふかなと思ふんですけれども、その生活水準に影響を与えるのは、保護基準もそうなんです、先ほど手持ち金、資産要件という話をしましたけれども、今の生活保護は丸裸にならないと入れない状態になつてゐるので、その低い状態からむしろ生活保護に入ると高い生活になつて抜けるのが難しいという話もあるわけですが、とはいへ、私も少ない件数ですけども生活保護受給世帯のおうちにお邪魔したときに思ふのは、もう何と云うか想像以上に物が無いというか、大きい、何と云うか、家の中にある物を聞くと、もつてきたものとか、何と云うか、中古品であるとかというふう聞いて、すごく工夫して生活していらつしやるなと感じます。

他方、ではそういう工夫ができないような、例えば病気があつたり様々な障害があつたりして暮らせない方というのは、やはりその人それぞれの使える能力によつても違つてくるかなと思ふので、それは生活保護でどういうふうに担保するかというのは、基準以外のところでも支援が必要なのではと考えます。

○倉林明子君 ありがとうございます。
それでは、尾藤先生に二点でお伺ひしたいと思ふんです。

先ほども少し入院と外来の医療費の自己負担問題で質問がありました、今、医療費の窓口負担

を検討してはどうかという御意見が様々上がつてきております。これについて、先ほどの発言に加えて御意見伺ひたいということと、あわせて、やつぱり基準問題なんですね。今回の引下げについての御意見は弁護士会のお話ということで問題点も指摘いただきました。やつぱりそもそもどうあるべきなのかというところについての御意見を、どうぞ残り時間使つていただいで結構ですので、お話しただきたいと思ひます。

○参考人(尾藤廣喜君) ありがとうございます。
第一点でございますが、生活保護世帯について医療費の一部負担を導入したらどうかという御意見があるというふうにお伺ひしていますけれども、私は率直に申し上げて、それは憲法に違反していると思ひます。なぜかという、生活保護基準を決めるときに医療費は計算に入つていないわけでございますので、自己負担を強いるということになれば計算に入つていないものをあえて負担するということになります。

償還払いにするということになると、一定の期日後に入るわけですので、その間は最低生活を下回つてゐる生活を強いることになるわけですね。だから、その間は最低生活を保障してないということになるわけですから、たとえ一円であろうが十円であろうが自己負担を強いるということになりますと、これは憲法二十五条に違反して、最低生活の計算上、私は憲法に違反しているというふうに考えます。法的に言つてですね。

それからもう一つは、やつぱり制度を運用し、あるいは新しく変えようというときは、きちつとした事実に基づいてやらなきゃいけないと思ふんですけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、西成区の医療が非常に問題になつてゐると。あそここの状況をどうするかということで、当時、橋下市長が西成区を特別扱いにしようといふと。特に、あそこにいるんな形で集中をしようといふと西成区というものを底上げしようといふ発想で、西成特区構想を二〇一二年に検討されたわけですけども、そのときに、西成における医

療扶助を受給してゐる方についての外来の調査、医療費の分析をされたことがございます。それはデータとして既に報告されておりますけれども、橋下市長が御心配になつてゐたような結果ではないと、結局、生活保護を利用している方と一般の方との差はそれほどない、外来の関係ではそれほどないということが出ておりますので、そういう点からも、自己負担がないから過剰診療になつてゐるとか、あるいは乱診診療が起きるといふ状況にはなつていないということで、データに基づいて議論をすべきだと思ひます。

それから、少し時間いただきましたので、余計なことかもしれませんが、私、日弁連の一員としてイタリアに調査に行きました。これ、イタリアに調査に行つたというのは、イタリアは、財政事情非常に厳しいですけども、医療費は全て無料なんです。

なぜそういう形になつてゐるのかという実態を調査に行つたわけですけども、担当の健康省の保健局のフランチェスコ・ペーベレという局長さんとお会いをして、なぜイタリアは医療費が財政状況厳しい中で無料になつてゐるんですかというふうにお聞きしましたところ、医療と受益者負担とは本質的に矛盾する。つまり、医療費が負担できない貧困層こそ医療が必要になつてくるわけだから、そういう受益を非常に多くなつてゐる人に負担を求めるといふことになる、結局、お金のある方は医療にアクセスできるけれども、お金のない方は医療にアクセスできないということになるんだということを言われました。

私は、あえて、そうおっしゃるけれども、乱診医療の問題とか、自己負担を増やすことによつて医療費の無駄な支出を抑えるという考え方は取れないんですかと、こういうことを、私の考えとは違ひますが、あえて御質問申し上げましたら、鼻でせせら笑われました。

その理由は、自己負担増で受診抑制しようとするのは無能な行政官のやることであると。つまり、その結果どうなるかというと、貧困層が医療

から遠ざかるということになるので、自己負担によつて受診抑制とかあるいは医療費を抑制するという考え方は、それはある意味で簡単かもしれないけれども、長い年月の中に、国民の健康という面からすると、非常に大きな負担と後退をもたらすことになる。そういうことよりも、自己負担の問題ではなくて、どういう医療があるべきなのかということ国民的に問う。例えば、先ほどの入院ですと、入院の在り方としてどうなのかということをお聞き。国民の自己決定というのを大事にしながら合意形成をしていく努力をすることこそが行政官の役割で、安易に自己負担によつて医療の規制をするべきではないというのがお答えでした。私、感激しました。

その考え方からすれば、生活保護受給者について、自己負担を強いることによつて医療から遠ざけるということになりますと、これは明らかに生活保護受給層が医療を受けられないという事態を招くことになりまして、私は、法的な面からしても実態からしても、あるいは諸外国の例からしても、全く反対でございます。

以上です。
○倉林明子君 残り僅かなんですけども、そもそも生活保護基準はどうあるべきなのかということ、残り時間でお願ひします。

○参考人(尾藤廣喜君) 先ほどお話が出ましたけれども、今の格差縮小方式というのが本当にいい方法なのかということについては、もう随分前から壁におち当たつてゐるわけですね。基準部会の先生方もどういう形で議論をすべきかというのをいろいろ専門的な立場から御意見も出たいておありまして、それでいろんな意見も出たわけですけども、その結論が出ないまま、第一十分位との比較で今回引下げという結論になつてゐるわけで、私はそういうやり方はやつぱり再検討をすべきだと。

これ、個人的に申しますと、私は新マーケットバスケット方式と言つてゐるんですけども、最低生活の中身というものを現代に合わせて、どう

いうのが必要で、どういう費用が必要なのかというこの新しいマーケットバスケットみたいなものを考えながら基準を再度練り直していかなきゃいけないと思います。そのための資産とか需要というのは、イギリスでもやっていますけれども、平均的な家庭でどれぐらいの資産が必要で、どういう需要なのかというこの需要調査もやらなきゃいけないと思います。

実は、昔、マーケットバスケット方式からエンゲル方式に切り替わって、その後、格差縮小方式から水準均衡方式に切り替わる経過でも、しばらくの間はマーケットバスケット方式の計算もやっておられた。私がいましたときはマーケットバスケット方式の計算もやって、それとの比較をしながら決めていたということです。だから、新しいマーケットバスケット方式も一つの方法ではないかと。

先ほど岩永参考人も言われましたけれども、いろんな形の意見を出し合いながら、本当に最低生活の在り方というものを、憲法に基づいて健康で文化的な基準を決めていただきたいというのが私の考え方でございます。

○倉林明子君 終わります。ありがとうございます。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

今日は四人の参考人の方にお越しいただきまして、本当に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、勝部参考人の方にお聞きをさせていただきます。

非常に熱心に取り組んでおられるということがすごく伝わったわけですが、その中で、先ほどもちょっとお話の中で、難しいのは、生活困窮者の対象のあのマトリックスのところ、やはりその緊急度が高くて、それから就労までの距離が遠いと言われる、高齢とか障害の方たちだと思うんですが、そういった方たちをどうやって支援していったらいいかというのかというものは非常に難しいところだろうと思うんですけれど

も、この点はどうやって支援していつているのか、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○参考人(勝部麗子君) 現在、豊中市は自治会の組織率も四二％台まで落ちております。その一つの要因が、マンション、集合住宅にお住まいの方が六六％ということで、マンションは自治会をつくらない、管理組合だけというところも増えておりまして、なかなか地域とのつながりがない状態の人たちが多くいるということです。

そこで、今日、資料にも少し入れさせていただいておりましたが、究極の掘り起こしということで、最近では地域の住民の皆さんとコミュニケーション、選挙ではございませんが、ローラー作戦ですね、年間四千軒ぐらい、毎年、地域の方々を増やしながらSOSを探し当てるところまで動き始めております。

やはり、多くの方が困った状況になればなるほど御近所の付き合いが離れていくということで、自治会もやめられたり、御近所の付き合いなくなっていくということがありますので、そういうところを一軒一軒訪問しながら把握をさせていただくということも含めて、発見というところを努めております。

○東徹君 その発見した後ですね、どのようにして自立というか支援をしていくのかというところはどうか。

○参考人(勝部麗子君) 発見をして、これまでは何で発見しなかったかというところ、発見と解決というのは車の両輪でして、住民はちゃんと解決してくれるところがあれば御近所の問題というのをつないでくれるということがあるわけですから、今、断らない福祉が始まりました。

高齢者の中には、このAの層の方々ですね、どちらかというと、今、緊急度が高くて、そして働けないという状況の中の人たちには、もちろん生活保護以下の生活をされている方もおられますので、生活保護につなぐという、一つあります。

障害があったり、あるいは発達障害等でなかなか今まで診察などを受ける機会もなく、自分が生きづらさを抱えながらも地域で役割を見付けられない、仕事に就けないという人たちについては段階的な支援というものを独自でやっております。お手元の資料の中で、今のマトリックスの二枚後のところですが、アウトリーチ、それから居場所をつくる、人間関係を回復していくということですね、そして自己肯定感を高めた上で中間的就労という、二時間五百円ということをやっておりますが、こういうふうな活動、全ての人たちが参加できる場所をつくり、そして地域の事業所の皆さん方に支援をいただいて就労体験をして、そして就労準備、そして一般就労。これは全部の方が一般就労を目指すということではありませんが、その人の能力、それからその人のできることを最大限発揮できるような役割、居場所ということをしつかりとつくっていくということを提案し、本人とともに動いております。

○東徹君 ありがとうございます。

続きまして、奥田参考人の方に是非ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、このNPO法人抱擁、私余りまだ調べてはおらないんですけれども、奥田理事長がこういった自立支援の取組をなさっておられて、このNPO法人の運営とかどうやってやられているのかとか、果たして本当にうまく回っているのだろうかとか、資金的にどうかですね、そういううちと何か余計な心配で申し訳ないんですが、そういったところは大丈夫なんですか。

○参考人(奥田知志君) 済みません、御心配いただきましたありがとうございます。

うちのNPOは十七部署になっているとさっき言いましたけど、実は、ある意味就労の不安定な時代にできたNPOなので、やっぱり基本、正規雇用でやっています。だから、百人、今スタッフがいるんですけど、フルタイムのスタッフは七十名、これ全て正規雇用です。ですから、ボーナス

も社保も全部、労働法規もきちっと当然守ってやると。ただ、運営は大変です。

です。例えば私ども、無料低額宿泊所をやっているんですが、生活保護基準が下がるといいうのは、その人自身の生活レベルが下がるとともに、その人たちをお世話する人たちの事業が成り立たなくなるといいうことで、これは非常に大きな影響が出てきているわけですね。ですから、その辺りも含めて受皿がなくなるといいうこともやはり考えなきゃならないということです。

ただ一方で、これはやっぱりある程度の規模があるからこまかしているという、ごまかしているんですけれども、ある意味きちっと収益性のある事業を一方でやりながら、ないところに投入するという、そういう構造をつくり出すというのが一つと、もう一つは、やはり三十年やっていますので、実は毎年寄附を市民の方々中心に三千万以上集めないと、私たち活動できません。ですので、ただ、私は、寄附は単なるお金じゃなくて市民の社会参加そのものなんです。それと、NPOにとっては寄附が自由の担保です。

自分たちが本当にやらなきゃならないと思うことを制度に頼らないで自分たちでまず実行する、それをいづれ制度や枠組みに変えていくという、そういうことをやってきましたので、ただ、運営は非常に大変で、毎年真っ赤つかの状態です。以上です。

○東徹君 ありがとうございます。

スタッフが今百人というのはもうすごく驚いたんですけれども、こういったことに携わる人たちがどうやって発掘して、どうやって教育してやられているのか、その点のところもちょっと教えてください。

○参考人(奥田知志君) 独自に実は伴走型支援という支援論をつくってまして、テキストも全て作って、この六年間、伴走型支援士養成講座というのを全国でもやっています。もう千人が今、これは社会的孤立ということに着目した支援論なんです、そういうふうな育成プログラムも作っ

ています。

ただ、結局のところは、この間、本当に私、日本の若者たちがうちのしんどい事業をある意味狙って来てくれているような面もありまして、若者たちはやっぱり出番待っていると思います。ですの、やっぱりこういうやりがいのある職場をどうつくるかということが大事なのが一つ。

もう一つは、実はその百名中、今一五%が何らかの難しい状況にある人、例えば元ホームレス、引きこもり、さらに精神。私は、職員が増えたと同時に、一定、やはり普通の職場じゃ難しい人をちゃんと、最終目標は三割というんですけど、今無理です、三割は。今、一五%がそういう事情を抱えた人たちの雇用に充てているというのが現状です。

○東徹君 ありがとうございます。

その中で、先ほど、この資料の中にもありました、自立をしていくことによつての費用対効果の推計というところの資料をいたしておきますけれども、実際に支援していくことによつて就労につながつて自立していくと、こういったケースというのはやっぱりかなり多いということでしょう。

○参考人(奥田知志君) 私、この就労自立の議論で、やはりまず押さえる必要はないのは、言わば、例えば生活保護なり云々という状態と就労自立という、この二元論で議論するのは非常に危険です。この間はグラデーシオンになっていまして、例えば我々がよく使う言葉で半就労半福祉、これは補足性の原理があるわけですから、足りないところは保護で足すということができるとして、あるいは、生活はベース保護にしていって、そういうことを考えると、社会参加をちゃんと担保していくやつぱりケアが足りないわけなんです。生活保護は現金給付に割と特化し過ぎたところ、結果、社会的コストが増えているということもあり得るのではないというのは、現場の

割と感覚です。

以上です。

○東徹君 ありがとうございます。ちよつと時間がなくなつてきましたので、もう終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

今日は、深いお話をそれぞれ四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

まず奥田参考人に、三千万円寄附をもらつても百人スタッフはなかなか大変ではないかと思ひます。それから、放火を繰り返している人の、要するに受刑者を引き取つて一緒に家で暮らしていらつしやるドキュメンタリーを見て、もうすごいと、こう思つたんですね。先ほど質より量とおつしやつたけれど、もう質の方でも大変です。ですから、二点お聞きをします。

経済的にどうですかという問題と、二点目は、今日のお話でも就労支援などが結構成功しているわけですね、その苦労話や、しかし伴走つてとても大変だと思ふんですが、そこで、何か苦労話や、でも、こういうことをやっているというようになことをお聞かせください。

○参考人(奥田知志君) 苦労話、山ほどあるんですけど、でも、そうですね、まずはお金の話です。

お金は、だからもう本が大変なんですけど、他のNPO等に比べれば、基本、給料の初任給等もある程度は担保できているかなというふうには思つてます。だから、やはりいろんな事業の組合せを、だから私、制度じゃないというのが特徴だと言つたんですけど、正直、一部制度も使つていまして、障害福祉制度や介護保険制度も使つておりまして、そこのお金を全体的に回していって、いるということもあります。

それと、質より量の話、一方、質じゃないかという話なんです、確かにそうです。ですから、最初の部分、例えばその放火の方ですね、こちら、今は八十六歳になつて、五十二年間刑務所

入つてた。十一回放火を繰り返して、最後、下関事件を起こすんですけど、彼は全部の裁判で知的障害が指摘されたのに、最後の事件に至るまで障害手帳を持っていなかった。これやっぱり、彼自身の問題だけじゃなくて、社会に穴が空いているということなんですね。ですから、そこをどうするか、一つ考えるということがありますし、急性期においては、実は専門家グループをつくつてどうケアするか。やつぱり放火繰り返すというところは、ある意味、脳内分泌物がどうかつていたりとか、そういうアディクション系の問題があるかもしれないというのがあつたので、やりました。

でも、今は、それから出所されてもう二年たつんですが、やはり質より量で、もう専門家の出番はほとんどありません。どれだけ多くの人の中で生きるかということによつて、彼は今本当に幸せに暮らしておりますので、その辺りは大丈夫かなと。

で、苦労話の方、就労支援のことですけれども、これも質より量です。もうともかく、かつての日本社会みたいに、一発就職してそれが三十四年続くといい前提が残念ながらも崩れた。この不安定さが実はいろんな貧困につながつていくというのは一つ問題なんですけど、でも、その大本の問題は是非国の方でやつていただきたい。

でも、我々現場ですから、Aという会社が駄目ならBだ、Bが駄目ならCだ、五回やつて駄目なら六回だという、これしかもうないですね。その間に我々はやつぱり関係ができていく。人は、ある意味、世話になつていく中で、その人のために頑張ろうという気持ち、そういうふうな関係性、やる気というのが生まれるというのは、これはやつぱり事実なんです。ですから、やつぱりそういうふうな支援ということは非常に大事です。

以上です。

○福島みずほ君 尾藤参考人にお聞きをいたします。

今日も岩永参考人からありました、捕獲率の問題と、それから様々な集会に行く、母子加算の引下げや今回の引下げがつかないという話を本当に聞くんですが、そのことについての御意見を聞かせください。

○参考人(尾藤廣喜君) 捕獲率が日本は非常に低いということは、本当に大きな問題だと思ふんですね。

その原因はいろいろあると思ふんですけど、一つは、やはり制度の中身が本場に知られていない。例えば、申請したら必ず受け付けられなければならないというところすら知られていない。現場でも平気で申請を拒否をしているというふうな状況とかですね。あるいは、どういう場合に生活保護を受けられるのかということについてもちゃんと知られていない。例えば、自動車を持つていても一定の場合だったら生活保護受けられますけれども、それも知られていない。あるいは、年金を受けていたらもう受けられないんじゃないかなというふうにも思つておられる人、働いていたら受けられないんじゃないかなと思つておられる人、先ほど奥田参考人言われましたけど、半就労半福祉というのがあるわけですし、生活保護受けながら働いている方ももちろんたくさんおられるわけですけど、そういう状況を分かっている。ただ、非常にその制度自体に誤解が広がつていて、それが制度の利用に結び付いていない。

私は、そういう状況を解消するのは本場は行政の責任だと思ふわけです。ドイツですと、そういう場合、制度を周知徹底するのは行政の責任だという法律がございまして、ちゃんとPRも熱心に行つていきます。そういう発想を変えていって、制度というものをきちつとPRするというところ、それから、現実には水際作戦と言われるような違法な申請拒否などをやらないということ、非常に大事だと思ふんですね。

それと、もう一つは、先ほど奥田参考人が言われたことと同じなんですけど、例えばなかなか相談に来ない、申請しない。これ、福祉

事務所に申請したらひどい目に遭ったとか、そういう体験で、二度と行きたくないという人、非常に多いわけですね。だから、そういうバリアみたいなものをと下げる必要があるんじゃないかな、もつと努力をしなきゃいけないんじゃないかなということが一つです。

それから、基準が引き下げられたことによる被害の問題は、私はもうずっと、この間、いろんな生活保護を利用している方たち、特に母子加算と老齢加算が削減、なくなつたときからずっと相談にもちろん乗っておりますので、例えばお風呂に入るのも一週間に一回とか二回しかできないとか、食事を二回にしているとか、特に高齢の方非常に多いですね。それからもう一つは、子供さんを持たれる母子家庭の方非常に多いという生活実態がありますので、その中で下位一〇%の方、つまり生活保護の捕捉率が低いために生活保護を申請していないかもしれない方たちも含めて比較をして基準を決めていくという手法は、まさにそういう貧困をどんどんどんどん拡大していく手法になるんじゃないかなと思うので、そういうやり方はもうやめていただきたいというふうに思っています。その生活実態から見ても、今の基準の決め方というのは非常に問題だなというふうに思っております。

以上です。

○福島みずほ君 奥田参考人にお聞きをします。

生活困窮者支援と生活保護の関係についてなると、こう思つたんですね。もう一つ、あと、日本の場合には年金が無年金の人もいるということもあり、高齢者で生活保護を受ける人の割合が多いと、それから、生活保護を受け続けるのではなくて、どこかで就労支援や生活保護をもらわない次のステップに行けるようになると、生活保護に対するイメージももつと変わるといふふうにも思っているんですね。そういうことについてはどういふふうにお考えでしょうか。

○参考人(奥田知志君) そうですね、イメージは変わらないかめでしょうけれども、最後の話か

らいきますと。ただ、やっぱりそれ以上に困窮や保護に対する差別意識が物すごく高まっているので、まずは生存権とは何かみたいな当たり前のことを確認していくということと社会側がやらないと、そのちよつとゆがんでしまった社会の感覚に合わせて印象を変えるという発想は、何か本質を見失うんじゃないかという気がします。

ただ一方で、高齢者の生活保護の問題ですが、私は、まずは、生活困窮者自立支援法と生活保護法は、いずれ私は一体的に運用していかざるを得ないときが来ると思っています。それはなぜかというと、生活保護がやっぱりケアの部分の弱いからです。どちらかというと、生活困窮者自立支援法は給付はないけどケアで勝負しようとしている。これどっちも必要なんです、本当は。だから、これは、こつちを使えばこつちが使えないという立て付けになっていますが、いずれこれは議論する日が来るだろうというふうに思っています。

高齢者のことについては、私は、生活保護の見直しをもしするんだしたら、今三セットです。ね、生活と住居と医療は三セットですが、この辺りをどう考えていくのかというのがありと思っています。

その中で一番大事なのは、やっぱり居住。最低限の居住の確保をやはりきちつとやるのかどうかで大分選択肢が広がるように思っています。例えば老齢基礎年金のレベルで払える家賃とは幾らなのかということも一方で考えたいという、そして更に足らないところは補足するという、例えばそういうふうなことをやっぱりやっていく中で高齢者のことは考える。

さらに、やっぱり医療の問題ですね。やっぱり元気で過ごせるというのはとっても大事だと思います。

以上です。

○福島みずほ君 時間ですので。本場にどうもありがとうございます。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

本場に今日はいろいろな御意見をいただきました。で、私自身も勉強になりました。

奥田参考人がおっしゃった、まさに制度というものが逆に差別、差別を生んでいるというように、私も実感したことがございまして、子供食堂というものが今すぐ全国で行われまして、私どもも何かお手伝いできることがいふふうにお声掛けしたことがあるんですが、逆に、やめてくれと。そういうことをされてしまうと、子供食堂の定義みたいなもので、衛生はどういふふうにあんなければならないとか会計はどういふふうにいみみたいなことをやられると自由度が奪われてしまふ、だからこそ見守ってほしいというような言葉をお願いしたことがございまして、なるほどというふうになつたところでございます。

そこで、ちよつとお尋ねさせていただきたいと思いますが、勝部参考人と奥田参考人に、やっぱり、逆に制度があるからこそ置いていかれている方々、制度があるからこそ何かこうやって我々が見失つてしまつていくものというのがございまして、済みません、現場からお声いいただきたいと思ひます。お願い申し上げます。

○参考人(勝部麗子君) 先ほどの子供食堂の話も現場ではいろいろ議論があるんですけども、ただ、地域のつながりをつくっていくという意味であつたり、それからいろんなことを発見していくということではとてもああいう事業というのは大事なんです、でも、そもそも、先ほどのお弁当を持つてこれない子供がいるということと、中学校給食というのは一体どうなのかとか、そういうことというのはもうベースのところではしつかりできるということがあればいいなというふうには思ひます。

一つは、生活保護をなかなか敷居が高く思つていらつしやる方が多くて、福祉を受けるぐらいだったら、親戚に知らせられるぐらいだったらもうサービス拒否するといふふうな、その立て付けの厳しさみたいなことがあつて制度を受けることができないという人たちが、これ社会の目の関係

だと思ひますけれども、この辺のことを日々、我々としてはどうやって払拭していくかということについて考えていることが日々あります。

○参考人(奥田知志君) 制度で全てはいかないというのは事実でありまして、例えば居住の問題でいうと、今までの制度の施設というのは、一つの属性の人たちがその施設に全部いたわけですね。ですから、逆に言うと、非常に多様な属性を持つている人はなかなか一つの制度に乗らないという元々の問題があるんですけど、その手前に、制度までは行かないけれどもやはり独り暮らしは難しいという、今回のまさに改正案でできたような、日常生活の支援が必要な人という概念がもつかつてから現場ではあつたんです。しかし、じゃ、それつて今まで誰がしていたかというと、これ率直に言うと家族だったんです。家族機能の中でそういう日常生活の見守りみたいなことをやつてきた。

しかし、今後、多分日本の社会はここがもう既に崩れてきていますから、ある意味その家族で果たしてきた機能をどう社会化するかということが社会保障の概念の一つだろうと思うんですが、それを公的制度のみならず、やっぱり民間とのマッチングの中でどうしていくかというその部分が今つくられようとしているというふうに私は理解しています。だからこれ、先ほど言いましたように、非常にいい施設で期待しているんですけども、生活保護世帯しか対象にしないといつたら、また制度かというのが率直な私は気持ちであります。このところを、制度であつて制度ではない、専門家であつて専門家ではない、そういうふうな、おまえ、何言つてんだと言われそうですけれども、これが実は現場なんです。その辺りがやはりもう少し国との対話になればいいなというのが現場の望むところです。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございました。

本場に制度の限界というのを私どもも今日のお話の中でも様々感じているところだと思ひます。だからこそ、じゃ、何をどのように支援してい

たらしいのかということまで考えていかなければ、これは抜本的な見直しにはならないのではないかなど。小手先だけでこれ以上本当に救いを求めていられつしやる方々にまできめ細やかにできないなどというのが今日日本当に感じたところでございます。

ところで、岩永参考人にもお伺いさせていただきますかと思ひます。

研究者として様々な立場でいろんなもう研究していられつしやる中で、例えば海外のこういう事例が今後日本は取り入れていくべきなのではないかと、私どもが、日本のこの、先ほどもございました家族制度が補っていたものが補えなくなつてしまつてゐる、もちろん就労形態もこれは変わつてゐるということも鑑みて、これからどういうふうに保障というものを組み立てていくべきなのか。今日もいろいろアイデアをいただいたところでございましてけれども、もしそういう事例みたいなものを御存じでいらつしやいましたら教えていただければどうか。お願い申し上げます。

○参考人(岩永理恵君) 事例というか抽象的な話になつてしまふんですけれども、今日のお話の中でもいろんなところで出てきたように、生活保護に負わされてゐる役割は物すごく大きくて、先ほど困窮者の方はケアで、生活保護の方は給付だという話がありました、逆に言うとな給付は生活保護しかほばない、ほかにもちろん少しづつはありますけれども。

生活保護には八つの扶助があつて、医療も介護も全部生活保護の中に入つてゐる。この仕組みは、戦後直後からしばらくの間、とても分かりやすいといへば分かりやすいです、いいところもあると思ふんですけれども、もう少し一つ一つの扶助を使いやすくするというのが必要かなと思ひます。

それは、外国と比べても生活保護丸抱えの公的扶助というのは珍しいと思ひますので、もっといろんな人が使いやすくなるような生活保護のありようというのは考えられるのではないと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。本当にもう私も、ちよつとこの生活保護という制度自体がもう古いものであるからこそ、もう少し抜本的な見直しが必要だというふうに感じていたところ、尾藤参考人からもネーミングの問題も出てまいりました。生活保護だからこそ、そこに何となく行きづらひ、そういう生活保護を受けるということからして抵抗感がある、やつぱりこれは多くの方々が感じていらつしやることだと思ひます。

先日のちよつと委員会でも大臣にもお尋ねしたんですけれども、やつぱり低年金、無年金者の皆様方とお若い方で生活保護を受けていらつしやる方、問題がもうかなりこれは乖離してしまつておりまして、生活保護から立ち直るのか、あるいは生活保護で一生を終えてしまふような可能性がある方々なのか、これはもつとしつかりきめ細やかにするために、そこ、ネーミングを変えようとにも、制度の面でも少し区分けをすべきではないかなというふうには私は思つておりますけれども、参考人、もし何か御意見ございましたら教えていただければか。

○参考人(尾藤廣喜君) ありがとうございます。ネーミングの問題は軽い問題のようですけれども、実は非常に重要な問題でございまして、各国やいろいろな工夫をされてゐるわけですね。先ほどドイツの例も申し上げましたけれども、ドイツは社会扶助という、扶助という言葉を使つてゐるの、もつと受けやすくということ、第二の失業手当、失業手当Ⅱという名前に変えて受けやすいようにと。だから、ネーミングをどうするかというのにはある意味で利用しやすくなるための非常に大事なことでございまして、是非とも権利性の強い、国の責任が明らかになつて、利用しやすいうような名前をお考えいただければなというふうには思つております。

それからもう一つの問題は、いろいろなケース、事例に応じて必要とする給付も違うので、それに対する対応を考えるべきじゃないかという御

指摘、誠にござつともだと思ふんですけれど、その場合に二つ方法があると思ふんですが、一つは、韓国で最近変わりましたように、扶助をばらばらに、例えば介護だったら介護、医療は医療、それから生活扶助は生活扶助、ばらばらにしてそれぞれを受けやすくするという方法も一つあるだろうと思ひます。ただ、日本の場合は、非常に有機的に結び付いてゐるというところのメリットもあるわけでありまして、それが単純にいいかどうかということとは言えないと思ひます。

もう一つの問題は、スウェーデンでやつていますように、課題ごとに担当の部局を変えて、例えば青少年のためのグループ、担当するグループは、そのためにやつていますし、依存症の人たち、依存症という言葉は使わずにリハビリ部門というふうに言つていきますけど、課題ごとに部門を変えて、その専門性を発揮しながらやつていくと。

先ほど奥田参考人も言われましたように、就労に結び付くケースについてはどうやつて半就労の形、スウェーデンは非常に半就労が多彩にある国ですので、いきなりフルタイムではなくて就労できるといふ状況になつてゐますので、そういう形で、いろいろなグループみたいなものを分けながらケアの内容を変えていくというののも一つのやり方ではないかなというふうには思つております。

以上でございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。時間になりましたので、終わります。

○委員長(島村大君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会